

青森県報

第二千九百号

平成二十年
二月二十七日
(水曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

廃川敷地等の公示……………(河川砂防課) ……一

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(原 子 力 安 全 対 策 課) ……一

平成二十年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分(最終処分)業務に係る一般競争入札……………(県 境 再 生 対 策 室) ……二

公 安 委 員 会

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催……………(生 活 環 境 課) ……三

右 同……………(同) ……四

告 示

青森県告示第百十九号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十七日

一 河川の名称

二級河川 堤川水系横内川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十年二月二十七日

三 廃川敷地等の位置

青森市大字野尻字今田八の六地先、八の一九地先、八の二〇地先、八の二五地先、九の三地先、四三の一地先、五〇の一地先及び五〇の三三先並びに同大字野田二五の一地先、二五の四地先、二六の一地先、二六の二地先、二六の三三先、二六の四地先、二七の一地先、二七の二地先、二七の四地先、三〇の六地先、七六の二地先、一五六の一地先及び一五六の二地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 三、〇〇六・六〇平方メートル

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

気象観測装置 七式

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県原子力センター総務担当

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十九年十二月二十日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社 西衡器製作所

青森市新町二丁目六の二〇

七 契約金額

六千四百五十万円

八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した仕様書等を提示した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十九年十一月九日

平成二十年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（最終処分）業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 平成二十年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（最終処分）業務

2 業務場所 三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上地内の産業廃棄物不法投棄現場から受託者の産業廃棄物処理施設

3 業務内容 入札説明書による。

4 業務期間 契約締結の日から平成二十一年三月三十一日まで

5 業務予定数量 二万四千トン

二 入札に参加する者に必要な資格

1 運搬を担当する者と処分を担当する者の共同企業体の方法によるものとし、共同企業体の各構成員が地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しないものであること。

2 共同企業体の構成員のうち、運搬を担当する者は三者以上であること。

3 運搬を担当する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十四条第一項に基づく許可のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の品目を取り扱う許可を有していること。

4 処分を担当する者は、事業の用に供する施設として管理型の最終処分場を所有し、廃棄物処理法第十四条第六項に基づく許可のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の品目を取り扱う許可を有していること。

なお、当該施設の残余容量は、業務予定数量の項に示す数量の廃棄物を受け入れたとしても埋立容量の三割を下回らないこと。

5 共同企業体の各構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

6 共同企業体の代表者は、構成員の中で施行能力がより大きい者とする。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部県境再生対策室環境再生計画担当

電話 〇一七 七三四 九二六三

入札書の提出期限

平成二十年四月十日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 南棟八階B会議室

平成二十年四月十一日 午後一時三十分

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

五 契約書の取り交わしの時期

落札者決定の日から七日以内

六 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。

七 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守すること。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県環境生活部環境再生対策室長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記入方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、産業廃棄物一トン当たりの運搬・処分料金とする。

5 入札手続の停止等

平成二十年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Service to be required:

Collection conveyance and landfill Project of illegal industrial waste abandonment on Prefectural borders.

2 Fulfillment period:

From the date when contract is concluded through March 31,2009

3 Time limit for tender:

5:00 p.m. April 10,2008

4 Contact point for the notice:

Prefectural Borders Recycling Measure Office, Department of Environment and Public Affairs, Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima, Aomori City, Aomori 030-8570 JAPAN
TEL 017-734-9263

公安委員会

青森県公安委員会告示第十七号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第五条の八第二項の規定により公表する。

平成二十年二月二十七日

青森県公安委員会委員長 橋本八右衛門

一 講習会の日時及び場所

開	催	日	時	講	習	場	所
平成二十年 四月十八日	午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで	午前九時から午 後四時まで		弘前市大字八幡町三丁目三 の二	弘前警察署		
六月一日	"	"		青森市大字荒川字藤戸一 九の七	青森県総合社会教育センタ		
八月二十七日	"	"		五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署			
九月十九日	"	"		八戸市城下一丁目一六の二 五戸警察署			
十二月十日	"	"		十和田市西六番町一の四一 十和田警察署			

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令
- 三 受講者の資格
青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受
けようとする者
- 四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。
講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを審査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第十八号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃若しくは空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第五条の八第二項の規定により公表する。

平成二十年二月二十七日

青森県公安委員会委員長 橋本八右衛門

一 講習会の日時及び場所

開	催	日	時	講	習	場	所
平成二十年 四月二十四日	午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午後一時から午 後四時まで		八戸市城下一丁目一六の二 八戸警察署			
五月九日	"	"		弘前市大字八幡町三丁目三 の二	弘前警察署		
五月十六日	"	"		三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署			
五月二十三日	"	"		つがる市木造千代町一八の つがる警察署			
六月十二日	"	"		三戸郡三戸町大字川守田字 関根川原五五 三戸町中央公民館			
六月十九日	"	"		黒石市北美町二丁目四七の 一	黒石警察署		
六月二十七日	"	"		むつ市中央二丁目三の一〇 むつ市立図書館			
七月四日	"	"		八戸市城下一丁目一六の二 五戸警察署			

平成二十一年 一月二十一日	十二月十九日	十一月三十日	十一月十四日	十一月六日	十月二十六日	十月十六日	十月二日	九月二十五日	九月十二日	九月五日	八月二十日	七月二十三日	七月十三日
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
青森県総合社会教育センタ 九の七	青森市大字荒川字藤戸一 五所川原警察署	弘前市総合学習センター の二	弘前市大字末広四丁目一〇 五所川原警察署	八戸市城下一丁目一六の二 八戸警察署	むつ市中央二丁目三の二〇 むつ市立図書館	三戸郡三戸町大字川守田字 関根川原五五 三戸町中央公民館	北津軽郡板柳町大字灰沼字 玉川一五の五〇 板柳警察署	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署	西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町 二七 鰯ヶ沢警察署	上北郡七戸町字大沢五七の 四九 七戸警察署	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センタ

二月四日	"	"	黒石市北美町二丁目四七の 一 黒石警察署
二月十九日	"	"	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署
三月六日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
三月十三日	"	"	上北郡野辺地町字新町裏一 の二 野辺地警察署

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭